

営業時間短縮要請等に係る協力金支給事業

※事業継続支援金（第1期・第2期・第3期）との併給可

厚生・産業常任委員会資料1-2  
令和3年（2021年）9月14日  
商工観光労働部

①飲食店等

既決予算			9月補正予算案
区域	まん延防止等重点措置を講じる区域（13市）	県独自の時短要請を行う区域（6町）	緊急事態措置を講じる区域（県内全域）
期間	8月8日から8月26日（19日間）		8月27日から9月12日（17日間）
対象施設	飲食店・遊興施設等		同左
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供は停止すること</li> <li>・ガイドラインを遵守し、感染予防対策実施宣言書を掲示し、「もしサボ滋賀」を導入していること 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜21時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供を11時から20時までとすること</li> <li>・ガイドラインを遵守し、感染予防対策実施宣言書を掲示し、「もしサボ滋賀」を導入していること 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等の休業要請（飲食業の許可を受けていないカラオケ店および利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む。酒類およびカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く。）</li> <li>・上記以外の飲食店等の20時までの営業時間短縮</li> </ul>
協力金額	1店舗1日あたり 中小企業等 売上高(※)の4割（3～10万円） 下記の大企業の方式も選択可 大企業 売上高(※)減少額の4割（上限20万円） (※)前年度または前々年度の売上高/日より算出	1店舗1日あたり 中小企業等 売上高の3割（2.5～7.5万円） 下記の大企業の方式も選択可 大企業 売上高減少額の4割（上限20万円※） ※20万円または前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1店舗1日あたり                              中小企業等 売上高(※)の4割（4～10万円）                              下記の大企業の方式も選択可                              大企業 売上高(※)減少額の4割（上限20万円）                              (※)前年度または前々年度の売上高/日より算出</li> <li>・カラオケ店は、1店舗1日あたり2万円</li> </ul>
予算額	上記協力金額（19日間分） 5,491,000千円		緊急事態措置による増額分 3,398,600千円
			緊急事態措置延長による増額分 4,770,100千円

②商業施設等

既決予算			9月補正予算案
区域	市全域	県内全域	県内全域
期間	8月8日から8月26日（19日間）		8月27日から9月12日（17日間）
対象施設	商業施設等・イベント関連施設（1,000㎡超の施設） 上記施設内のテナント・出店者		同左
要請内容	夜20時までの営業時間短縮 等		同左
協力金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業施設等・イベント関連施設（1,000㎡超の施設） 時短営業した面積1,000㎡ごとに20万円/日×短縮した時間/本来の営業時間×日数 （10以上のテナントを所有している施設については1店舗当たり2千円/日を追加支給）</li> <li>・上記施設内のテナント・出店者 時短営業した面積100㎡ごとに2万円/日×短縮した時間/本来の営業時間×日数</li> </ul>		同左
予算額	上記協力金額（19日間分） 2,042,000千円		緊急事態措置による増額分 1,021,000千円
			緊急事態措置延長による増額分 1,532,000千円

※当該事業の実施に係る事務委託料として、既決予算597,000千円、緊急事態措置の延長に伴う対応分の所要経費として315,000千円の増額見込み

計 6,617,100千円を増額補正